平成十三年 号外第三十一号 六月十三日 曜 水 日

補者一人当たりの放送回数の一部改正山梨県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候 業者及び候補者一人当たりの放送回数の一部改正参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事 を請求することができる選挙権を有する者の一定数県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職 有する者の一定数条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数............... 選挙管理委員会次

### 選挙管理委員会

兀

# 山梨県選挙管理委員会告示第十八号

第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一 項第一号、 第七条及び

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委 員長 石 澤 道

夫

第六条第一項第一号の届出 政治団体設立届

五月二十四日平成十三年	五月二十三日平成十三年	塩山市上於曽一八六〇番地	荻 野 勝 政	熊 谷 和 正	市民ネットワーク「塩山を変えよう!」
届出年月日	設立年月日	主たる事務所の所在地	会計責任者氏名	代表者氏名	名称

第七条の届出 届出事項の異動届

外 第三十一号 平成十三年六月十三日

Щ

梨

県 公

報

号

梨県公報号外 第三十一号 平成十三年六月十三日

Щ

日	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分
政明		雙 重 盟 支由民主党山梨	<b>季</b>	日本看護連盟	季男フ格式	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	步		注 : : : :	自由民主党	力	Σ	名称	
稲垣 善雄	小田切孝知					小野宏	斉藤 嘉圀			清水 金富	小野 隆造			代表者氏名
						望月錦作	五味文子	秋 山 一	秋山敬子	伊藤武	浅 川 清太郎	遠藤一麿	村松秀俊	会計責任者氏名
中巨摩郡敷島町中下条一四六三番地一	中巨摩郡敷島町境一九番地	甲府市下飯田一丁目一一番六号	甲府市東光寺二丁目二五番一号	甲府市下飯田一丁目一一番六号	甲府市東光寺二丁目二五番一号	甲府市湯村三丁目二番四五号	中巨摩郡白根町上諏訪一三二〇番地			北巨摩郡小淵沢町八八三五番地	北巨摩郡小淵沢町七四八三番地一			主たる事務所の所在地
六月一日	平成十三年	五月七日	平成十三年	五月七日	平成十三年	五月九日	平成十三年	三月三十日	平成十三年	四月二十一日	平成十三年	三月三十一日	平成十三年	異動年月日
六月六日	平成十三年	五月二十八日	平成十三年	五月二十八日	平成十三年	五月十八日	平成十三年	五月十日	平成十三年	五月九日	平成十三年	四月十二日	平成十三年	届出年月日

### 第十七条第一項の届出 政治団体解散届

フロンティ	名
ィ ア 敷 島	称
石原	代表者:
修	氏名
塩田晴一	会計責任者氏名
中巨摩郡敷島町中下条一五五三番地六	主たる事務所の所在地
五月十日 平成十三年	解散年月日
五月十日平成十三年	届出年月日

# 山梨県選挙管理委員会告示第十九号

十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条の規定に基づき、同法第 平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道

夫

報告年月日

政治団体の収支報告書の要旨 平成11年1月1日から平成11年12月31日まで 政治資金規正法第12条第1項 政治団体の名称

フロンティア敷島

平成13年5月10日

び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。 山梨県選挙管理委員会告示第二十二号 次のとおりである。 律第百六十二号)第八条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、 山梨県選挙管理委員会告示第二十一号 の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。 山梨県選挙管理委員会告示第二十号 東八代郡選挙区 東山梨郡選挙区 二三三、六九八 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第四項、第八十一条第二項及 選挙区名 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条第四項の規定による山梨県議会 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第四項及び第七十五条第五項 四 3 平成十三年六月十三日 平成十三年六月十三日 平成十三年六月十三日 (2) (1) 収入総額 収入・支出の総額 支出総額 <u>O</u> 翌年への繰越額 本年収入額 前年繰越額 三分の一の数 九 六、八七八 山梨県選挙管理委員会 山梨県選挙管理委員会 山梨県選挙管理委員会 二六七 委員長 委員長 委員長 石 石 石 澤 澤 澤 道 道 道 夫 夫 夫 0 田 0 田 0 田 年山梨県選挙管理委員会告示第七号)の一部を次のとおり改正する。 号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示 (昭和四十四 を次のように改める。 候補者一人当たりの放送回数 (平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十七号) の一部 山梨県選挙管理委員会告示第二十四号 山梨県選挙管理委員会告示第二十三号 一番」に改める。 参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第三項第二 韮崎市選挙区 塩山市選挙区 甲府市選挙区 山梨市選挙区 都留市 南都留郡西桂町選挙区 富士吉田市選挙区 北都留郡選挙区 北巨摩郡選挙区 中巨摩郡選挙区 南巨摩郡選挙区 西八代郡選挙区 一の表中「富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一号」を「富士吉田市上吉田字三枚畠一五四 大月市選挙区 南都留郡 ( 西桂町を除く。 ) 選挙区 平成十三年六月十三日 平成十三年六月十三日 を に改める。 - C、 二 二 六 八、 九 二 二 六 八、 九 二 三 六 一 二 六 九 二 二 六 五、 四 ţ 山梨県選挙管理委員会 山梨県選挙管理委員会 七三四 七七八 七三五 五六〇 四三〇 七五四 委員長 委員長 石 石 澤 道 夫 夫

Щ

梨

県公

「報号外

第三十一号

平成十三年六月十三日

Ξ